

第5期第6回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和3年12月6日(月) 午前10時00分から正午まで
会議形式	WEB形式
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	なし
関係局	なし
開催形態	公開(傍聴者0人、取材0人)
議 題	大都市における地方税制のあり方について(2)
議 事	<p>・事務局より配付資料1に沿って説明があった。</p> <p><b>【主なコメント(要旨)】</b></p> <p>(国・地方の税源配分等について)</p> <p>○ 国・地方間の「税の配分」の現状は、地方が担っている役割に見合っていない。役割に見合った税収を地方自らが確保できるように税源移譲を国へ求めていくべきである。</p> <p>指定都市市長会で継続的に要望しているように、今回、「税の配分」を5対5とするための税源移譲のパターンを想定して試算を行ってみた。5対5は最終目標ではなく、最終的には地方の仕事量に見合った財源確保を求めるべきで、5対5というのはあくまで中間目標である。</p> <p>国と地方の役割分担に応じた財源のあり方については、仕事量の定量化の仕方や財政調整の財源なども考慮する必要がある。</p> <p>○ 税源移譲のパターンのうち「法人税から法人住民税へ」の移譲を行う場合については、法人住民税の配分割合が極端に引き上げられる想定となってしまう、リアリティがないかもしれない。</p> <p>(大都市における事業所税の意義等について)</p> <p>○ 地方法人課税における事業所税の意義については、法人事業税として都道府県に所得課税も付加価値課税も取られている状況で、市町村は事業所で行う事業活動に対して固定資産に着目した外形標準課税で税収を確保していくべきというロジックで整理していくべきではないか。</p> <p>・川端委員より配付資料2「事業所税の諸問題」に沿って説明があった。</p> <p>○ 地方法人課税の外形標準課税では、付加価値が4要素あって、収益、土地(固定資産)、従業員の給料(賃金)、利払いがある。市町村は、事業所税も含めて、固定資産関係で税収を確保してきた経緯がある。4要素揃った事業税の外形標準課税の導入が被さる形となってきたが、外形標準で市町村に適しているのは、固定資産ではないか。</p> <p>付加価値4要素の中で固定資産と賃金の2要素に着目した事業所税は、地方に適した税であるといえるのではないか。</p> <p>○ 国際課税の動向も踏まえて、物的拠点が無い事業者に対して、サービスの提供場所や消費者がいる場所において地方が課税することに関しても、今後議論する必要があるのではないか。</p> <p>現行の法人課税制度がいわゆる原産地原則で、生産の場に課税となっているも</p>

	<p>のを、EC・メールオーダーの普及等に伴う産業構造の変化をきっかけに、仕向地原則で税負担を求めるといふ発想が出てきている。仕向地原則の考え方で、事業所税を組み直して提案するということも考えられるのではないか。</p> <p>一方で、事業所税の場合は、特に固定資産に着目して事業と行政サービスとの受益関係を課税根拠としていることから、事業所税の課税の仕組みにそのような考え方を組み込むことは、その土台を崩してしまいかねない。事業所税とは別に議論すべきではないか。</p> <p>○ 国際課税に関しては、地方税に対する影響について今後の動向を注意して見ていく必要がある。</p>
資 料	<p>【資料1】大都市における地方税制のあり方について（2）</p> <p>【資料2】川端委員提出資料「事業所税の諸問題」</p>